

判決年月日	平成 2 7 年 6 月 2 4 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 3 部
事 件 番 号	平成26年（行ケ）第10230号		
○ 発明の名称を「プロジェクションナットの供給方法とその装置」とする特許について、特許に係る発明と公然実施された発明とが同一であるなどとした上記特許の無効審決の判断に誤りがあるとして、審決が取り消された事例。			

（関連条文）特許法29条1項2号

（関連する公報番号等）特許第3309245号，無効2013－800145

判決要旨

1 事案の概要等

原告は，標記特許権（特許第3309245号）の特許権者である。被告が無効審判請求（無効2013－800145）をしたのに対し，特許庁が上記特許の請求項1ないし4の全部につき無効審決（無効2013－800145）をしたため，原告が提訴した。

原告は審決の公然実施発明の認定の誤り等を主張した。

2 裁判所の判断

裁判所は，以下のとおり，審決は公然実施発明の認定を誤ったものであるとして審決を取り消す旨の判断をした。

審決は，甲第1号証の1（平成25年1月16日付け事実実験公正証書）に示されたナットフィーダ（本件ナットフィーダ）と，本件特許出願前の平成5年に製造され，同年12月に被告に公然と譲渡されたA社製ナットフィーダ（平成5年製ナットフィーダ）とは同一であり，本件発明2は，本件ナットフィーダに基づいて認定できる発明（公然実施発明2）と同一である旨認定判断した。

しかし，両者の同一性の認定に当たっては，①本件ナットフィーダがA社が有する特許発明に係るナットフィーダと構成が異なることから，本件ナットフィーダとA社がもともと製造していたナットフィーダとは，異なる構成であった可能性を否定することができないのであって，このことは本件ナットフィーダと平成5年製ナットフィーダも異なる構成であった一般的可能性を否定することができないことを意味すること，②平成5年製ナットフィーダが，その同一性を完全に保持したまま保管されていたと認定することができないことは明らかであり，そうであるとする，他の部品も，失われるなどした一般的可能性があることは否定できないことを踏まえ，以上のような事情を考慮してもなお両者が同一といえるだけの証拠や根拠があるかという観点からの検討が必要である。

そして，審決が，本件ナットフィーダの送給装置のスピンダルが交換されていないとして挙げる根拠は，いずれも，平成5年製ナットフィーダの送給装置のスピンダルと，本件ナットフィーダ送給装置のスピンダルとが同一であることの根拠とすることはできないものであり，他にこれを認めるに足りる証拠もない以上，被告が平成5年にA社から購入した平成5年製ナットフィーダの送給装置のスピンダルと，本件ナットフィーダ送給装置のスピンダル

ルとが同一であることを認めることはできない。したがって、本件ナットフィーダが平成5年製ナットフィーダと同一であるとした審決の認定には誤りがある。

そして、上記の誤りは、公然実施発明2の認定に影響を及ぼすものであり、ひいては、本件発明2との間の新たな相違点を生じさせるものであるから、審決の結論に影響を及ぼすものであることが明らかである。

さらに、本件発明2に関する上記認定判断を前提とする本件発明1、3及び4についての審決の認定判断も、同様に誤りがある。